

京都市職員任用規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年10月7日

京都市人事委員会

委員長 松枝 尚哉

京都市人事委員会規則第4号

京都市職員任用規則の一部を改正する規則

京都市職員任用規則の一部を次のように改正する。

第12条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用の職  
第38条第2項の次に次の1項を加える。

3 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員については、第1項の規定にかかわらず、条件付採用の期間の開始後1月間において実際に勤務した日数が15日に満たない場合においては、その日数が15日に達するまで、その条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、延長後の条件付採用の期間は、当該職員の任期を超えてはならない。

第39条第1項中「任命権者は、」の右に「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、」を加え、「該当する場合」を「該当するとき」に、同項第1号から第3号までの規定中「場合」を「とき」に改める。

別表第1（第13条関係）第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 会計年度任用の職 学歴、経歴、免許、資格、知能及び技能

附 則

(施行日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の施行の日以後にこの規則による改正後の京都市職員任用規則第12条第4号の会計年度任用の職に採用されるべき者の選考に関して必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(人事委員会事務局)